

宇和島市学生寮配食業務仕様書

1. 業務名 宇和島市学生寮配食業務

2. 履行期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

3. 配食提供場所 宇和島市学生寮 食堂（宇和島市伊吹町甲 1205 番地1）

【参考1】宇和島市学生寮の概要図

4. 配食方法及び配食数等

(1) 配食提供対象

宇和島市学生寮の寮生及び管理人

(2) 配食方法

学生寮で提供する朝食・夕食を食缶に入れ、学生寮に配達する。

なお、空いた食缶は回収すること。

※寮での取り分けは寮生が行う。

(3) 食事開始時刻

朝食 午前7時00分

夕食 午後6時00分

(4) 配食対象の食事

平日の朝食・夕食の1日2食

ただし、やむを得ない理由により実施できない場合は、事前に宇和島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）と協議する。

※平日の昼食・土日祝日の食事は寮生が自己調達するため配食不要。

※閉寮期間（8月10日～8月16日、12月28日～翌年1月3日）は配食不要。

(5) 配食予定日数及び配食予定数

下表のとおりであるが、寮生数及び寮生の喫食希望等により変動する。

なお、実際の配食数は、半月ごとに提出される「食事注文票」に基づくものとし、原則、提出後の変更はできないこととしている。

配食数に応じた費用（単価契約部分）については、配食数の実績に基づき支払うこととする。（別途単価契約にて料金を設定する。）

■配食予定日数

対象年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
配食予定日数	236日	238日	237日

（注）日数は現時点での見込みであり、日数を保証するものではない。

■配食予定数

「【参考2】配食予定数（朝食・夕食）」のとおり

(6) 献立

厚生労働省の示す「日本人の食事摂取基準」に基づき、高校生（男女別）の年代に必要な摂取カロリーと栄養素を考慮した献立とすること。

5. 基本遵守事項

(1) 受託者は、委託業務が学生寮への配食であることを認識し、各種食中毒の発生防止等

保健衛生等には万全の注意を払い、誠意をもって契約書・仕様書等に基づき業務を行うこと。

- (2) 業務にあたり、独自の衛生管理マニュアルを確立し、これに基づき調理業務を行うこと。

6. 業務内容

- 委託する業務は、次の①から⑨とする。
- ① 日常安全管理、衛生管理
 - ② 物資検収時の立ち会い、受け取り、検収の実施、格納
 - ③ 調理業務
 - ④ 原材料及び調理後の食品の保存食採取、保管、廃棄、記録
 - ⑤ 痛食の配送、食缶等の回収業務
 - ⑥ 調理器具等の洗浄、消毒、保管
 - ⑦ 調理場所の清掃、安全点検と記録
 - ⑧ 研修及び会議の実施、参加
 - ⑨ 前各号に付帯するその他必要な業務

7. 調理業務従事者配置体制

- (1) 調理業務従事者は、調理業務責任者・調理業務副責任者・その他の従事者で構成し、食数に応じて適正に配置をする。なお、休暇等による欠員代替のための人材は、速やかに補充すること。

(2) 調理業務責任者

- ① 調理業務責任者は、経験豊富で指導力に優れた者を配置する。
- ② 調理業務責任者は、業務上の責任者として調理業務従事者を指揮・監督し、また教育委員会との連絡調整を行う。

(3) 調理業務副責任者

- ① 調理業務副責任者は、経験豊富で指導力に優れた者を配置する。
- ② 調理業務副責任者は、調理業務責任者に事故があるときは、その職務を代行する。
※ 長期に渡る場合は代わりの調理業務責任者を配置し、教育委員会へ報告すること。

(4) 調理業務従事者の配置数・配置時間

調理業務従事者の配置数、配置時間については、食品衛生法その他関係法令に基づき衛生管理を適正に実施できる配置とすること。

(5) 調理業務従事者の届出

調理業務従事者の届出は、契約月もしくは年度当初配食開始日の5日前までに調理業務従事者報告書を教育委員会に提出すること。

調理業務従事者に変更が生じる場合は、調理業務従事者変更届を速やかに教育委員会に提出すること。

8. 安全・衛生管理

(1) 食品衛生責任者の設置と任務

- ① 食品衛生責任者の設置
受託者は、食品衛生責任者を置き、その任にあたらせること。
- ② 食品衛生責任者の任務

食品衛生責任者は関係法令に基づき、食品の安全・衛生管理に留意すると共に、調理・配食・運搬・洗浄等が衛生的に行われるよう調理業務従事者への指揮・監

督、指導にあたること。

③ 食品衛生責任者の届出

食品衛生責任者については、調理業務従事者報告書をもって届け出ること。

食品衛生責任者に変更が生じる場合は、調理業務従事者変更届を速やかに教育委員会に提出すること。

(2) 調理業務従事者の健康・衛生管理

① 受託者は、調理業務従事者の健康状態に常に注意を払い、異常を認めた場合には、速やかに検査を行い、その結果について報告すること。

② 受託者は、前項の衛生管理の結果のほか、食品衛生上支障のある者又は下痢症状、発熱、せき、外傷、皮膚疾患等の伝染性疾患等の恐れがある者を調理業務に従事させないこと。ノロウイルス等の感染者がいた場合は、高感度細菌検査で陰性になるまで調理業務には従事させないこと。

③ 調理業務従事者の健康・衛生管理の状況については、配食日常点検表に記入すること。

(3) 調理業務従事者の腸内細菌検査

受託者は、調理業務従事者に対して定期的な細菌検査を月2回実施（1回目と2回目の間隔を15日程度あけて実施）すること。

なお、検査項目は赤痢菌・サルモネラ菌・腸管出血性大腸菌（O-157）・その他必要な項目とする。検査の結果、陽性者が判明した場合は、直ちに教育委員会へ報告をし、所定の指示を受けるとともに、自らも臨機の措置を講ずるよう努めなければならない。

(4) 異物混入の防止

受託者は、異物混入が発生することがないよう、食材料の検収時から調理作業まで安全性の確保に努めること。また、作業開始前及び作業終了後に器具等の破損個所や、破損の恐れが無いこと等を十分に確認し、注意喚起等を行うこと。

(5) 食中毒や事故等発生時の対応

① 食中毒の疑い、異物混入等の事故が発生した場合には、受託者は速やかに教育委員会に報告するとともに、その指示のもと、適切な措置を講じること。

② 発生後速やかに事故報告書を提出すること。

③ 食中毒や事故等発生時の対応として、生産物賠償責任保険（PL保険）等の損害補償制度に加入していること。

④ 緊急を要する事柄が発生した場合、直に学生寮に駆けつけられる体制を整えておくこと。

(6) 立入り検査、調査等への協力

保健所等の検査機関による立入り検査、その他必要に応じて行う検査や調査には、速やかに応じること。その結果、改善指導があった場合は、速やかに対応すること。

9. 食缶の貸与

配食業務に必要な食缶は、受託者で用意するが、教育委員会が無償貸与可能なものもあり、これを使用することもできる。なお、貸与する食缶の使用に当たっては、責任者の善良なる注意義務をもって使用しなければならない。

なお、受託者は、貸与する食缶が破損した場合は、教育委員会に遅滞なく報告すると共にその指示に従うこと。

また、受託者は、この契約が満了したとき、又は履行期間中においてこの契約を解除したときには、貸与する食缶を受託者の負担において原状回復のうえ、直に教育委員会に返還しなければならない。ただし、教育委員会の許可を受けた場合はこの限りでない。

10. 研修及び教育等の実施

受託者は、従事者に対し学生寮への配食の主旨を十分認識させるとともに、知識や技術の習得、向上のために、定期的に安全及び衛生の管理並びに技術面の教育を実施しなければならない。

11. 委託

(1) 再委託の禁止

- ① 受託者は、この契約に係る履行の全部若しくは委託者が仕様書等で指定した主要な部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- ② 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、書面により委託者の承諾を得なければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情があると委託者が認めるときは、業務の全部若しくは一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。この場合において、当該委託者に対する書面による承諾は、事後によることができる。
- ③ 委託者が指定若しくは認める軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、承諾を要しないものとする。

(2) 業務内容の変更、中止等

教育委員会は、必要があるときは、受託者に通知して、委託業務の内容を変更することができる。ただし、履行期間又は業務委託料等契約内容を変更する必要があるときは、教育委員会と受託者とで協議するものとする。

(3) 物価等の変動に基づく業務委託料の変更

委託者又は受託者は、履行期間内に物価などの変動により作業材料、労働賃金等に増減が生じた場合であっても、委託業務の内容又は業務委託料は変更しないものとする。ただし、予期することができない事態が発生したため、変更しないことが著しく不適当であると認められる場合は、書面により委託業務内容又は業務委託料の変更を求めることができる。

(4) 委託料の支払い

委託料は、原則、毎月の業務完了報告を受けて毎月に支払うこととし、委託料の支払い時期は受注者と別途協議する。

12. その他

(1) 法令上の責任

受託者は、労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、最低賃金法その他関係法令を遵守するとともに、法令上の全ての責任を負うものとする。

(2) 秘密の保持

受託者は寮生に係る情報及び業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならないものとする。また、業務委託終了後も同様とする。

(3) 損害賠償責任

- ① 受託者は、常に事故、災害防止等に努めるとともに、事故又は不測の事態が生じた場合は、適切な措置を講じなければならない。
- ② 受託者は、雇用する従業員が作業中に自ら損害を被った場合は、その損害において一切の責任を負うものとする。
- ③ 生産物に対する賠償保険は、受託者の負担により受託者が契約する。なお、賠償責任保険金を上回る損害が生じた場合も、受託者がその責任を負うものとする。

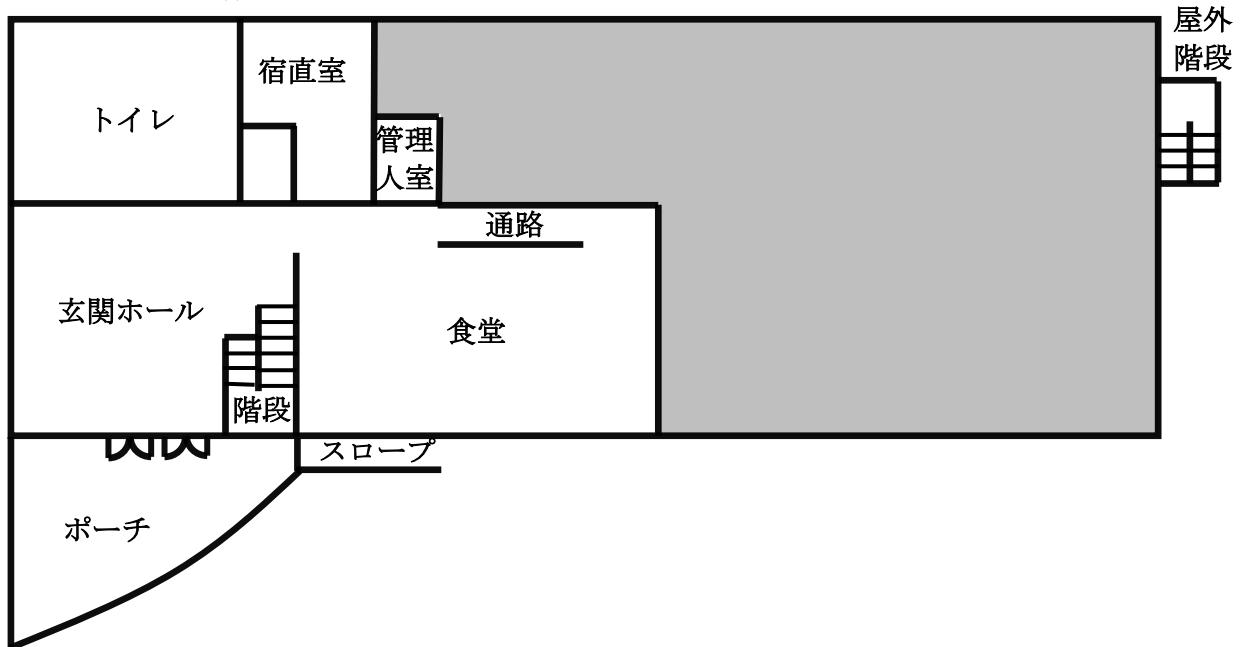
- ④ 食缶の破損が、受託者の責に帰すべき事由によって発生した場合は、直ちに教育委員会に報告すると共にその指示に従うこと。
当該破損によって生じた損害は受託者が賠償しなければならない。

(4) その他特記事項

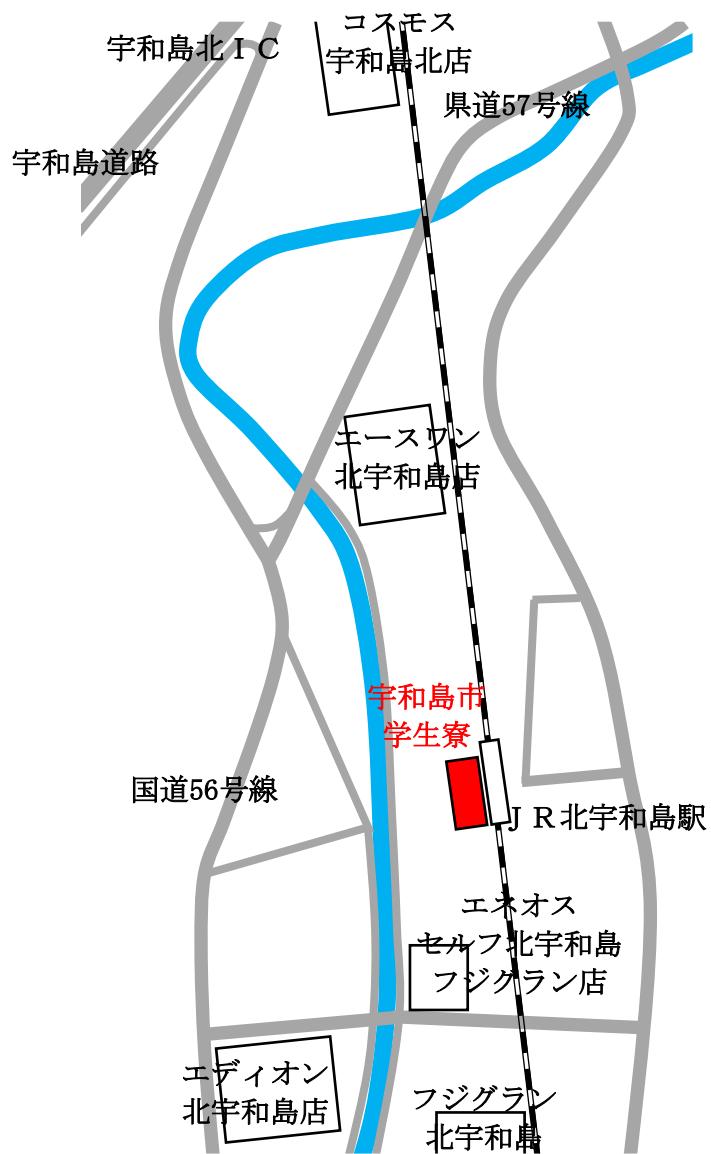
- ① 受託者は、配食が提供できない不測の事態が発生した場合には、調理業務の再開について協力すること。
- ② 宇和島市学生寮配食業務委託の公募型プロポーザルにおけるプレゼンテーションにおいて提案した内容を確実に履行すること。
- ③ 契約期間満了の際には、次期受注者が円滑かつ支障なく、本業務を遂行できるよう、引継ぎを行うこと。
- ④ 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、教育委員会と受託者が必要に応じて別途協議するものとする。

【参考1】宇和島市学生寮の概要図

(1) 施設図面（1階）



(2) 地図



【参考2】配食予定数（朝食）

(注) 日数、食数は現時点での見込みであり、日数等を保証するものではない。

【参考2】配食予定数（夕食）

(注) 日数、食数は現時点での見込みであり、日数等を保証するものではない。